

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

〔平成 19 年 5 月 31 日〕
〔厚生労働省告示第 200 号〕

注 平成 22 年 4 月 15 日厚生労働省告示第 191 号改正現在

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 21 項から第 23 項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等を次のように定め、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

第 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 6 条第 21 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）34F2 株
- 2 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）Davis 株
- 3 フランシセラ属ツラレンシス（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス B38 株（ATCC6223）
- 4 フランシセラ属ツラレンシス（別名野兎病菌）亜種ホルアークティカ LVS 株
- 5 ポツリヌス毒素（A 型ポツリヌス毒素を含有する製剤 500 単位以下のもの又は B 型ポツリヌス毒素を含有する製剤 10000 単位以下のものに限る。）
- 6 ポツリヌス毒素（0.1mg 以下のものに限る。）

第 2 法第 6 条第 22 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）HEP 株
- 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）RC・HL 株

第 3 法第 6 条第 23 項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H5N1 であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004 (H5N1)
- 2 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H5

- N 1であるものに限る。) A/turkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23)
- 3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 5 N 1であるものに限る。) A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (NIBRG-14)
 - 4 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 5 N 1であるものに限る。) A/Indonesia/05/2005 (H5N1) (Indo05/PR8-RG2)
 - 5 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 7 N 7であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004 (H7N7)
 - 6 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 7 N 7であるものに限る。) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)
 - 7 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 5 N 1であるものに限る。) rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 [R]6 +2 (163222)
 - 8 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 5 N 1であるものに限る。) rg A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R]6 +2 (163243)
 - 9 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH 5 N 1であるものに限る。) A/Anhui/01/2005 (H5N1) (Anhui01/PR8-RG5)
 - 10 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 I 型 (LSc, 2ab 株)
 - 11 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 II 型 (P712, Ch, 2ab 株)
 - 12 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 III 型 (Leon, 12a1b 株)
 - 13 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス (別名黄熱ウイルス) 17D-204 株
 - 14 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳炎ウイルス) at 株
 - 15 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳炎ウイルス) m 株
 - 16 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳炎ウイルス) ML-17 株
 - 17 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス (別名日本脳炎ウイルス) S-株
 - 18 志賀毒素 (0.5mg 以下のものに限る。)